

新議会棟の整備について とりまとめ

新議会棟整備協議会

令和 8 年 9 月 11 日

第 374 回定例県議会において、議場及び議会諸室を含む新議会棟整備に関する調査及び検討を行うため、新議会棟整備協議会を設置した。本協議会では、議場及び議会諸室に求められる機能や整備のあり方について、計 5 回にわたり協議を重ね、その検討結果を以下のとおり取りまとめた。

県当局においては、本とりまとめの内容を十分に踏まえ、新庁舎等整備プロジェクト基本計画に反映されるよう要請する。

1 議場及び傍聴席の課題を踏まえた必要な機能

(第 2 回及び第 3 回協議会で取りまとめ)

(1) 議場

① 課題

- ア 椅子の機能性が低い
- イ ICT 化が進んでいない
- ウ 視覚を駆使した情報発信の充実（手話通訳をスクリーンに写し出す等）
- エ 質疑、質問の残時間表示が小さい
- オ バリアフリー化が不十分

② 必要な機能

- ア 状況の変化に対応できる議席数の確保
- イ 可動式で座りやすい機能性の高い椅子・机の設置
- ウ 対面・扇形の議場レイアウト
- エ ICT 化(Wi-Fi 環境の整備、電子採決(表決)システムの導入、カメラ操作の省略化)
- オ 各議席への電源設置
- カ 視認性の向上(議場前面の時計設置、大型スクリーン等による質問残時間等の表示)
- キ バリアフリー化（車椅子用スロープ・昇降式演台の設置、手話通訳等の障害者配慮）

(2) 傍聴席

① 課題

- ア 急勾配で椅子の角度がきつく、狭く座りにくい
- イ バリアフリー化が不十分
- ウ 車椅子スペースが少なく、見にくい場所にある

② 必要な機能

- ア 傍聴席の広さの確保及び整備面積に応じた席数の設定
- イ 緩やかな傾斜の確保
- ウ 座席周りの空間確保
- エ 座りやすい椅子の設置
- オ バリアフリー動線の確保
- カ 車椅子利用を想定したスペースの確保
- キ 大型スクリーンの設置
- ク 親子傍聴室の整備
- ケ 傍聴者のセキュリティ対策

2 議場及び傍聴席の課題を踏まえた必要な機能

(第4回及び第5回協議会で取りまとめ)

(1) 委員会室

① 課題

- ア 傍聴席が狭い
- イ ICT化が進んでいない
- ウ 全委員会室のインターネット同時中継ができない

② 必要な機能

- ア 傍聴席のゾーン区分
- イ 会派控室と委員会室の間における傍聴者と議員の動線分離
- ウ 現状の総面積を維持した上での、当局側の人数に応じた適正規模の委員会室整備
- エ 部屋の大きさを変更できる構造の検討
- オ 委員席の机配置（ハの字型）
- カ ICT化(Wi-Fi環境の高速化)
- キ 全室インターネット中継設備の設置(カメラの高機能化、カメラ操作の省略化)
- ク スクリーン設置、聴覚障害者手話対策等障害者対策
- ケ 防音性の高い窓ガラスの整備

(2) 会派控室

① 課題

- ア 打合せスペース、資料収納スペースが不足している
- イ 改選、席の移動、引越等に伴い配線の引き直しや大規模な工事が発生する
- ウ セキュリティが不十分
- エ 来庁者と議員の動線が分かれていない

② 必要な機能

- ア 執務環境の改善（控室の打合せスペースの拡大等）
- イ 控室の広さを変更しやすい仕様、改選や引越等に伴う大規模工事（配線を含む）を回避する構造
- ウ ICT化（Wi-Fi環境の高速化、会派独自のネットワーク整備への配慮）
- エ 部屋ごとの個別空調の整備
- オ 委員会の開催状況や議員の登庁状況等を表示するディスプレイの設置
- カ オンライン会議設備の整備
- キ 防音対策の強化(防音性の高い窓ガラスの設置、部屋を仕切る壁の遮音性の向上)

(3) その他（図書室、議会ロビー、駐車場など）

① 課題

- ア 駐車場の台数不足
- イ 駐輪場がない
- ウ 授乳室や更衣室がない

- エ ミーティングルームが不足している
- オ 正副議長室や議運関係諸室は規模やあり方を柔軟に検討すべき
- カ 駐車場の夜間休日の利便性が悪い
- キ 議会への出入口が多数あり、セキュリティが不十分
- ク 議会ロビーが有効活用されていない
- ケ トイレのバリアフリー対応が不十分
- コ 図書室が利用しにくい
- サ 県産木材の積極的活用の検討
- シ ライフサイクルコストへの配慮
- ス 人間工学に基づいた執務環境の整備
- セ 廊下が暗くて、案内板も見えない

② 必要な機能

- ア 駐車場台数の増加
- イ 二輪駐輪場の整備
- ウ 議員休養室の一部を活用した更衣室整備
- エ 議長室、副議長室、議会運営委員長室の面積削減(それぞれ概ね100m²、70m²、45m²へ削減)、副議長応接室の廃止、及びこれにより生じた空間(175m²)を活用し、区画や広さを変更できる多目的スペースを整備
- オ 議界面積縮減の工夫(集約可能な設備の削減)
- カ 換気機能の強化
- キ 駐車場の時間外対応の機械化
- ク 来客用駐車場の確保・予約等のシステム化
- ケ セキュリティ対策(議会ロビーに来客対応専用部屋等整備)
- コ PR コーナー、パブリックアートなど多目的活用が可能な運用しやすいロビー、面積の確保
- サ バリアフリー・ユニバーサルデザイン対応
- シ 議員控室と議場・委員会室間の円滑な移動動線の確保
- ス 図書室の県民利用の工夫(個室の廃止及びオープンな閲覧スペースの拡充)
- セ 県産木材による木質化
- ソ ライフサイクルコストの縮減
- タ 人間工学に基づく環境整備
- チ 環境配慮型設備(空調・照明など)の導入
- ツ 災害時における防災機能の強化

3 議場及び議会諸室のセキュリティについて(第4回協議会で取りまとめ)

(1) 考え方

議会及び議会諸室の整備にあたっては、来庁者に開放するスペースと立ち入りを制限するスペースのセキュリティ区分を明確にすること。

その際には、セキュリティと開かれた議会とのバランスに留意すること。また、令和8年7月以降の3号館のセキュリティ強化後の運用状況を踏まえ、適宜見直しを実施すること。

(2) セキュリティ区分の明確化

一般来庁者の利用方法は、以下のセキュリティ区分に応じて設定すること。

① レベル１(低)

ア エントランスロビーや議会図書室は、自由に利用可能とする。

イ 来客対応応接室は、受付で議員に取り次いだうえで、入室可能とする。

② レベル２(中)

ア 議場及び委員会室の傍聴席は、受付において記名し、簡易なセキュリティチェックを実施した上で、傍聴券を配付する。

イ 会議室は、受付において記名し、入室許可証を配付する。

③ レベル３(高)

ア 議長室、副議長室、議員控室など議員専用諸室は、受付で面談予約等を確認し、議員に取り次いだ上で、ＩＣカードの交付等により入室可能とする。

なお、これら諸室への入室は、正・副議長への表敬や県議会の視察、各会派・議員が認める場合などに限定し、職員（議会事務局職員、県当局職員）は、ＩＣカードあるいは職員証の提示で入室可能とする。